

V

オンブズパーソンの会議等と情報公開

オンブズパーソン会議の開催状況
個々の事例に関する研究協議
情報公開の対応

V オンブズパーソンの会議等と情報公開

条例運営の重要事項についてはオンブズパーソン会議を開き、3人のオンブズパーソンが話し合って決定します(条例施行規則第5条第2項)。

「重要事項」とは、オンブズパーソンの職務を果たすために必要な役割分担、調査の中止や打ち切り、勧告や意見表明などの公表、市長への年次報告やその市民への公表などについてです。これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけひろく市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

表V-1 2006年次(1月～12月)オンブズパーソン会議の開催状況

会 議	開催期日	議 案 等
第1回会議	3月24日	(議案第1号) 川西市個人情報保護審査会答申に関するオンブズパーソンの判断について
第2回会議	3月31日	(議案第2号) オンブズパーソン個人情報保護要綱に基づく相談記録の開示請求の取扱いについて (議案第3号) 調査の中止又は打ち切りの処理について
第3回会議	4月13日	(議案第4号) 代表オンブズパーソンの互選について (議案第5号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について (議案第6号) オンブズパーソン事務局の事務分掌について (報告事項) ① 2006(平成18)年度当初予算について ② 2006(平成18)年1月～3月の相談等の受付状況について
第4回会議	4月27日	(議案第7号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について
第5回会議	7月20日	(議案第8号) 調査の中止又は打ち切りについて
第6回会議	12月21日	(議案第9号) 条例運営について (報告事項) ① 2006(平成18)年1月～11月の相談等の受付状況について

オンブズパーソン会議の開催状況

本年次では、オンブズパーソン会議は、計 6 回にわたって開催しました(表 V-1)。審議された各議案のあらましは、次のとおりです。

議案第 1 号

川西市個人情報保護条例に基づく相談記録や調査記録に関する個人情報の開示請求に対する市の決定について異議申立てのあった案件に対し、個人情報保護審査会から答申がありましたが、その処理を行うにあたり、オンブズパーソンの判断を必要とするために意見を聴取したところ、答申内容はオンブズパーソン活動に支障をきたしたり、オンブズパーソンの独自性や専門性をおびやかすものでもなく、オンブズパーソンの職務も十分に認められているものと判断するとして、答申を尊重することで全員一致で確認しました。

議案第 2 号

川西市子ども的人権オンブズパーソン個人情報保護要綱に基づく相談記録の開示請求について、協議をした結果、先にありました川西市個人情報保護審査会の答申およびそれに対する市の対応にも照らして、部分開示をすることで全員一致で決定しました。

議案第 3 号

2005 年申立て第 2 号案件について、調査の中止又は打ち切りの必要が生じたため、条例第 11 条第 5 項の規定により協議した結果、調査の継続が相当でないとして打ち切ることを全員一致で決定しました。

議案第 4 号

代表オンブズパーソンの田中文子氏が退任されるにあたり、条例第 5 条第 2 項の規定により、新たな代表オンブズパーソンの互選を必要とし、代表に羽下大信氏を選任しました。また、そのことにより代表の職務代理を新たに互選する必要が生じ、池谷博行氏を選任しました。

議案第 5 号

調査相談専門員のうち専門員の任期が満了となり、次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため意見を求めたところ、オンブズパーソン経験者 4 名、相談員経験者 2 名、元学校長 1 名の計 7 名の推薦を全員一致で決定しました。

議案第 6 号

オンブズパーソンの第三者性やチーフ相談員制を考慮して、事務分掌について一部改善を提案し、川西市子ども的人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱第 3 条第 2 項により審議の結果、全員一致で可決しました。

議案第 7 号

前回のオンブズパーソン会議にて調査相談専門員のうち専門員を選任することにあたり推薦決定をしましたが、うち 1 名の辞退の申し出がありましたので、あらためて意見を求めたところ、1 名を推薦することに全員一致で決定しました。

議案第 8 号

2006 年申立て第 2 号案件について、調査の中止又は打ち切りの必要が生じたため、条例第 11 条第 5 項の規定により協議した結果、調査の継続が相当でないとして打ち切ることを全員一致で決定しました。

議案第 9 号

条例第 20 条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等が提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

個々の事例に関する研究協議

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎりオンブズパーソンや相談員等が意見交換し、ケース検討をしてきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、具体的な相談活動や調査活動の対応の検討や事例研究を行い、あわせて条例の解釈・運用の研究なども行ってきました。原則として毎週木曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ毎回 4 時間以上を要しました。特に相談員にとっては実践的な研究・研修の機会ともなるものです。

個別具体的に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換を参考にして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。また、研究協議の中で、条例にもとづくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議します。

本年次では、このような研究協議は計 48 回もたれました。ただし、研究協議は、具体的な個々のケースを取り扱い、個人情報も多く含む内容のため、原則非公開としています。

情報公開の対応

情報公開にあたっては、原則オンブズパーソン事務局で対応しています。

公文書公開関係

市情報公開条例第6条の規定にもとづく公文書の公開請求が1件ありました。これは、申立て案件に関する条例上の対処として市の関係機関に対して勧告した文書の公開を求めたものです。

市の関係機関に対し勧告した文書や意見表明をした文書は、是正や改善の必要性を告げ、場合によっては自ら具体案を提示するなどして、適切な措置を講ずるよう求めたり、必要な見直しを促したりするものです。オンブズパーソンの活動では、公開請求を受けるまでもなく、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則といえます。とりわけ条例上の対処(勧告・意見表明等の情報)に関する情報公開は、個人情報保護に最大限の配慮をしながら、積極的に行なうべきものといえます(オンブズパーソン条例第20条.施行規則第22条)。

したがって、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたいと認められる情報を除いて公開しました。

個人情報開示関係

本年次は、個人情報の開示に係る事柄が2件ありました。

1件目

2004年におきまして、市個人情報保護条例の規定にもとづく個人情報の開示請求について、相談記録の部分開示と調査記録の非開示の決定をしました(詳細は「子どもオンブズ・レポート 2004」49~50頁参照)が、開示請求者の異議申立てを受け、市個人情報保護審査会に対しまして諮問をしているところでした。

1年以上にわたる審査を経て、本年3月に個人情報審査会より下記の答申がありました。オンブズパーソン会議において、その答申を検討しましたところ、答申内容はオンブズパーソン活動に支障をきたしたり、オンブズパーソンの独自性や専門性をおびやかすものでもなく、オンブズパーソンの職務を十分に認めているものと判断いたしました。

したがって、審査会の答申を尊重して、部分開示決定及び非開示決定した部分を一部取消して開示を行い、その他の部分は異議申立てを退けました。

審査会答申内容（抜粋及び要約）

1 川西市個人情報保護審査会の基本的な考え方

- 本審査会は、個人情報保護制度の運用についても、やはり、オンブズパーソンがその職責を果たすにあたって強い専門性と独立性を認められた独自の機関であるという、市において占めている特別の性格に、それなりに配慮すべきであると考えます。

このような配慮は、オンブズパーソンがその職責を果たすために必要不可欠なものであると考えます。また、オンブズパーソンも、それに応えて、個人情報保護に対して適確な対応をはかっていることが認められるところである。

- オンブズパーソンには、子どもにとっての最善の利益を図るために、自らの専門的で理性的な判断に基づいて、案件を処理していくことが求められている。そのために独立した権限が認められているわけであるし、責任もある。

したがって、案件としては処理が終わったものであっても、オンブズパーソンの内部における案件処理に関する資料は、たとえ当該個人の情報であるからといっても、それが当事者（子どもや親等）に明らかになることは、場合によっては、オンブズパーソンの対応に対する当事者の不信感を無用に増大させるだけであったり、あるいはいたずらに混乱を生じるだけだったりとなるおそれがある。

また、将来的にも、今後、関係する調査や内部の検討過程が当事者に開示される可能性があるということになると、オンブズパーソンにおいても、その活動や記録等に抑制が働き、本来期待される任務を適正に果たすことができなくなるという懸念も十分納得できるものである。

したがって、オンブズパーソンが、案件の処理にあたって、どのように状況を把握し、どのように問題を理解し、どのように処理をすすめていくべきかを検討していくといった、そのときどきの案件処理のための専門的な見地からの評価や判断は、たとえ本人に対しても、開示することは適当とはいえない。

いずれにしても、本審査会は、オンブズパーソンの主張する上記の「考え方」は、その内容からも、基本的に妥当なものであると考えます。

- 本案件についても、オンブズパーソンは、上記の考え方に基づいて対応しているところである。しかし、本審査会が本件文書を詳細に検討したところ、その一部に開示することが適切だと認められるものがある。

2 相談記録について

- 第三者の個人情報以外の非開示部分は、調査員が、対応を踏まえたうえで、専門的な見地からの所見や対応への考え方などを記載した所感の部分である。

調査員の所感は、調査員が対応の結果、そのときどきに、どのように状況を把握し、どのように問題を理解し、どのように処理をすすめていくべきか、といった案件処理に関する調査員としての、たんなる感想にとどまらない、専門的な見地からの判断や意見が示されている。これは、

オンブズパーソンに事実等の記録とともに伝えられて、オンブズパーソンの対応や判断の基礎となるものである。したがって、非開示としたことは適切である。

しかし、一部の所感は、その内容が、対応の結果を踏まえた調査員の所感というものではなく、これを開示しても、オンブズパーソンの活動に支障を来すというとはいえない。したがって、開示すべきである。

3 調査記録について

オンブズパーソンは、記述の全体を通して調査員の所感としての性質をもっていると主張する。なるほど、全体を通して、調査員の手による記録であり、したがって、記録するにあたって事実等の取捨選択など調査員による事実の再構成であることは確かである。しかし、だからといって、全体が「調査員の所感」であるとは直ちにいうことはできない。したがってまた、文書全体が直ちに非開示とすべきものであるともいうことはできない。

- あきらかに調査員の所感というべき部分については、非開示とすることが適当である。
- 他の子どもに関して、これまで調査等に基づいて、状況を整理し、調査員の現状理解と対応の方向をまとめた部分は、他の子どもに関するオンブズパーソンの判断の基礎となっている。そのため、申立人に開示することは、他の子どもに対する著しい権利侵害となる。非開示とされるべきものである。
- オンブズパーソンとして、どのように状況を把握し、どのように問題を理解し、どのように処理をするか、という案件処理に関するオンブズパーソン自身の専門的な評価が示されており、外部に正式に示されたオンブズパーソンの「意見表明」の基礎ないし根拠となる情報については、このような情報を開示することは、いたずらに混乱を巻き起こし、またオンブズパーソンの適正な活動に著しい支障を来すといえるから、非開示とすることが適当である。
- 本人に関する状況等について調査員が関係する第三者から聞き取りした結果を記録した部分に関して、当該第三者は、その内容が本人に開示されることを想定していない。このような関係者からの聞き取りには、当然のことながら、客観的な事実に関する情報だけでなく、当該第三者の主観的なフィルターを通した事実に関する情報であり、あるいは当該第三者からみた他者への評価等が含まれている。いわば当該「第三者の目線」ないし「主観」それ自体が情報として強く刻印されているといえる。したがって、このような情報が本人に開示されることは、当該第三者の信頼を著しく損なうことになるし、場合によっては当該第三者の名誉や人格を著しく傷つけることがありえる。したがって、当該第三者の正当な利益を損なうおそれがあるから、非開示とすることが適当である。
- 教育関係・医療関係の専門家の診断あるいは評価にかかわるものは、本人に知らせることが適切なものとはいえない。
- 担任教諭等の学校あるいは教育委員会の関係者からの聞き取りの結果の記録は、学校・教育委員会の関係者という職責に鑑みると、本人に開示すべきものだとも考えられる。しかし、そもそも本人に開示されることを想定せず、しかも、オンブズパーソン及び調査員の調査だからと、そ

の調査に積極的に協力しての発言であるともいえ、このような聞き取り記録が本人に開示されることは、当該第三者の正当な利益を損なうおそれがあるといえる。

- また、調査の過程のなかでの、このような主観性が強く刻印されているという意味での評価を含まざるをえない情報については、事柄の性質上、「本人に知らせないことが適当」であり、開示することは適切ではない。
- 調査員による関係者からの聞き取り調査は、オンブズパーソンがその職務を適正に果たしていくにあたって、重要な意味をもっている。オンブズパーソンにとって、関係者からの聞き取りにあたって、関係者から協力を得られること、信頼されること、精確で詳細な情報を提供してもらえることは、その職務を適正に行っていくうえで、極めて重要な意味をもっているからである。関係者からの聞き取りの記録が本人に開示されることになれば、関係者からの聞き取り調査ができなくなったりあるいは難しくなったりするおそれがあるし、それだけでなく、オンブズパーソンに対する市民の信頼と協力を損なうことになるだろう。したがって、非開示とすることが適当である。
- 但し、オンブズパーソンの出した意見表明を受けた学校側の取り組み等についてオンブズパーソンが聞き取りを行った記録については、開示したとしても上記のようなおそれがあるとはいえない。したがって、開示すべきである。
- 会議等に出席した調査員による会議の様子の記録であるが、その会議には異議申立人も出席していたというものである。会議の状況やその内容は出席していた者にはすでに明らかなことなのであるから、あえて非開示とする必要はない。
- 調査員が直接本人から聞き取りしたことの記録であるが、審査会がみるところ、そこには専門的な見地から所見など「本人に知らせないことが適当」であるといえるような評価等の情報が含まれているとはいえず、開示したとしても、オンブズパーソンの職務に支障を及ぼすとは認められない。したがって、非開示とする理由はなく、開示すべきである。

2件目

オンブズパーソン制度個人情報保護要綱にもとづく個人情報の開示請求がありました。これは、開示請求者に関する相談記録の開示を求めるものです。

もともと相談記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する調査相談専門員によって作成され、相談者の状況、主訴などの対応内容、調査相談専門員の所感、今後の対応、調査相談専門員の覚え書きなどを記録しているもので、相談案件の内容、経緯、対応等が詳細に記録されています。これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。

事務局では、先の川西市個人情報保護審査会の答申も尊重しながら、オンブズパーソンの判断により、専門的な見地からの所見や対応への考え方などを記載した所感の部分等を除いて開示いたしました。